

## 令和6年度病床整備計画の取扱いについて

### 1 対象となる病床整備計画

- (1) 既存病床数が基準病床数を下回る区域（非病床過剰区域）の病床整備
- (2) 医療法施行規則第1条の14第7項第1及び2号\*を適用する場合

#### ※医療法施行規則第1条の14第7項

第1号：「都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第三十条の七第二項第二号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき」

第2号：「都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき」

同条の適用にかかる取扱いについては、平成31年4月1日付け31医計第39号愛知県保健医療局健康医務部医療計画課長通知「医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領の一部改正について」の別紙「医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領」を参照してください。

### 2 令和6年度病床整備計画のスケジュールについて

病床整備計画は、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」（平成11年4月11日施行）及び「医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領」（平成20年2月8日施行）に基づき、各構想区域地域医療構想推進委員会及び県医療審議会において意見を聴きます。

- (1) 提出書類
  - ア 意向調査票  
令和6年6月10日（月）から令和6年7月9日（火）
  - イ 病床整備計画書（年1回）  
令和6年11月（予定）
- (2) 詳細につきましては、愛知県保健医療局健康医務部医療計画課のウェブページを御覧ください。（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iryo-keikaku/0000024481.html>）
- (3) 提出先

名古屋市内的における病床整備計画	愛知県保健医療局健康医務部医療計画課
豊橋市内における病床整備計画	豊橋市保健所
岡崎市内における病床整備計画	岡崎市保健所
豊田市内における病床整備計画	豊田市保健所
一宮市内における病床整備計画	一宮市保健所
上記以外の病床整備計画	所管の県保健所

### 3 既存病床数等の算定時期

- (1) 第1回  
令和6年3月31日現在の数値による
- (2) 第2回  
令和6年9月30日現在の数値による（後日調査予定）